

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（豆腐製造職種）案に関する意見募集の結果について

令和 8 年 7 月 2 9 日
出入国在留管理庁
厚生労働省人材開発統括官

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（豆腐製造職種）案について、令和 7 年 5 月 20 日（火）から同年 6 月 18 日（水）まで御意見を募集したところ、7 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも法務・厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する考え方
1	外国人労働者の受入れ施策についてはこれ以上拡大すべきではなく、むしろ縮小・見直しを行うべきです。	御意見は今後の執務の参考とさせていただきます。
2	外国人労働者は日本で災害等が起きた時に国に帰ってしまい安定的な労働者にならないため、増やすべきではない。	技能実習制度は、人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進することを目的としており、労働力の需給の調整の手段として行われてはならないこととされています。

3	一応技能評価試験があるようですが、これ以上低技能労働者を増やすことに反対。評価試験も信用がならない。	技能評価試験案については、学識経験者と労使からなる「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」において、認定基準への適合性について確認しております。
---	---	--